

令和8年度 参 考 資 料

育てよう子どもが主役の子ども会



この資料には、子どもたちの体験機会の充実や外遊びの重要性などを記載しています。
今後も、子ども会育成会の活動の参考となる情報が入りましたら、随時、広報紙「茅子連
だより」を通じて発信していきます。

各单位における子ども会活動の参考にしていただけるよう、積極的に取り上げていき
たいと思いますので、ご確認をお願いいたします。

問い合わせ 茅野市子ども会育成連絡協議会事務局
茅野市教育委員会事務局 こども課 こども係
TEL 0266-72-2101 (内線:612)

茅野市子ども会育成連絡協議会



目次

1 子ども会育成会とは

- (1) 子ども会育成会の基本理念について 2~3
- (2) 子ども会育成会へのサポートについて 4
- (3) こども会育成会Q&A 5
- (4) なぜ子ども会育成会の活動が必要か 6~10
- (5) 茅子連事務局案内 11

2 子ども会育成会での安全教育

- (1) 子ども会育成会での安全教育 12
- (2) 危険予知トレーニング(KYT)の進め方 13~16
- (3) KYTシート 17~18

3 全国子ども会安全共済会加入手続きについて

- (1) 全国子ども会安全共済会加入手続きについて 19~26
- (2) ネット加入の流れ 27~28
- (3) 記入例 29~32
- (4) 全国子ども会安全共済会のご案内 33~34
- (5) 子ども会登録番号 35

子ども会育成会の基本理念について

● 子ども会とは…

幼児から高校年齢までを対象とする、地域を基盤とした異年齢集団です。

年齢の異なる子どもたちが、自主的・主体的に活動し、様々な体験をすることで、真の友達作りや生きる尊さを学ぶことを目指しています。

合言葉は「子どもが主役の子ども会」です。



● 子ども会育成会とは…

「子どもが主役の子ども会」を支援する大人の組織です。

子ども会活動においては、子どもたちの自主性を尊重し、子どもたちを支える意識が重要です。

子ども会の育成者は、子どもの保護者だけでなく、地域に暮らす全ての大人です。

地域全体で子ども会を育てることが重要です。



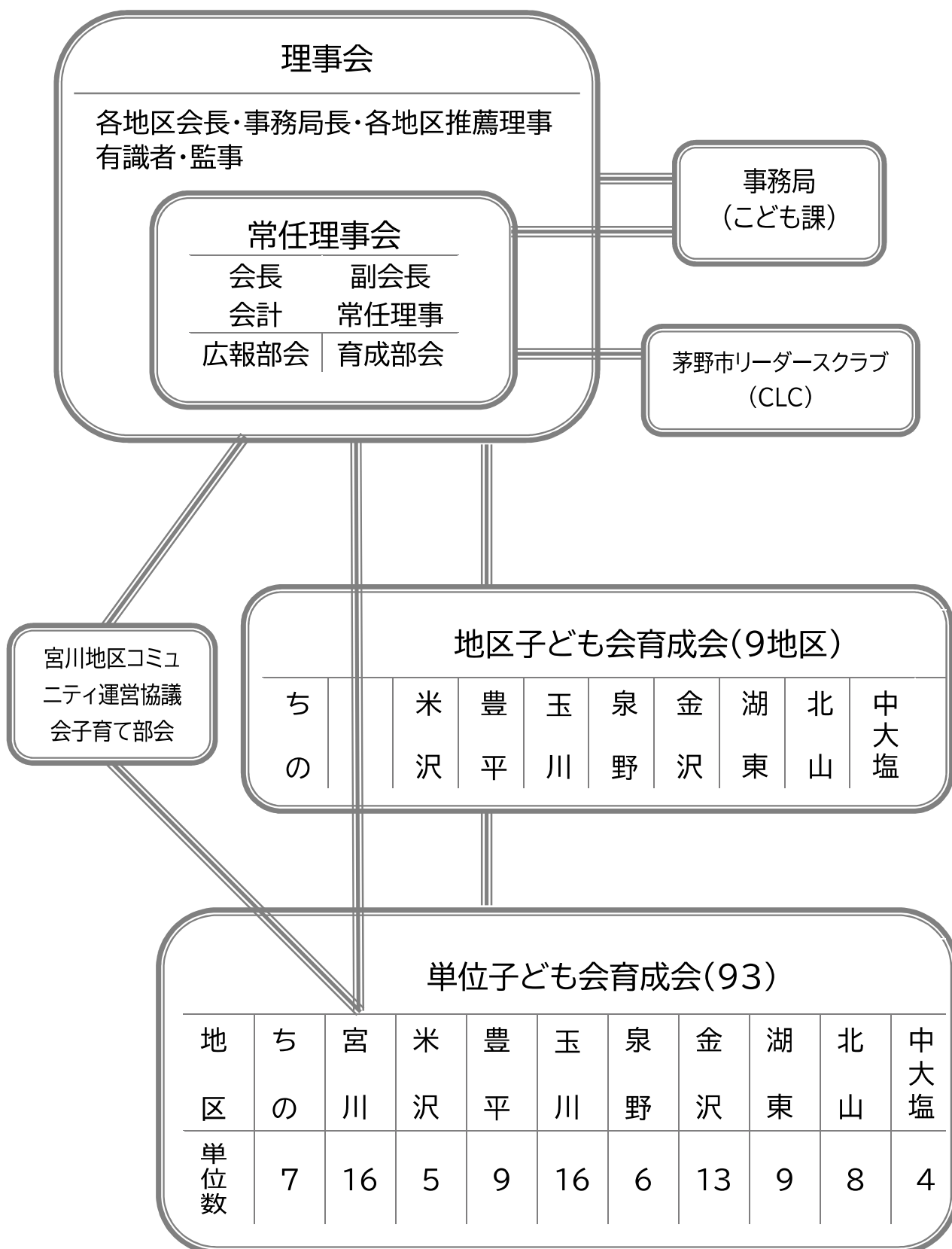
● 茅野市子ども会育成連絡協議会(茅子連)とは…

9地区と93ある単位子ども会育成会の相互の連携を図り、その活動を支援する団体です。

地区子ども会育成会・単位子ども会育成会に「子どもが主役の子ども会」の理念を浸透させ、実現するために地域の枠を超えた子どものリーダーを育成する活動もしています。



茅野市子ども会育成連絡協議会組織図



子ども会育成会へのサポートについて

1 広報紙「茅子連だより」の発行

広報紙を定期的に発行し、茅子連の理念の広報や子ども会育成会の活動を掲載しています。

情報共有のため、各单位地区の活動について、開催状況などの情報を掲載していく予定です。

※活動の様子についてお聞きする場合があります。

取材活動に是非ご協力ください。



2 マスコットキャラクター「ちーぼ」を使った子ども会活動のサポート

「ちーぼ」の着ぐるみの貸し出しによる子ども会活動の盛り上げ支援のサポートを行います。

ちーぼを使った企画を子ども達に考えてもらうのもいいですね。お気軽にご連絡ください。



3 全国子ども会安全共済会

子ども会行事を安心して行えるよう、1人150円で加入できる共済制度があります。

★安全共済の内容、申込み方法は19～35ページをご覧ください。

(令和8年度全国子ども会安全共済会加入手続きについて)



3 茅野市リーダースクラブ (CLC) による出前講座

「子どもが主役の理念はわかるが、実際どうすればいいのか」という場合には、地区の子ども会行事に、CLC を呼んでみませんか？

自分と歳が近い中高生たちが、前に立ってゲームをしたり、会を進めたりする姿をみることで、「自分たちもやってみたいな！」と感ずることができるかもしれません。



子ども会育成会 Q&A



Q1. 子ども会育成会では何をやればいいのか？

- A. 子ども会育成会の活動とは、単に行事を行うことではありません。保護者会、PTA、あるいは公民館等の役員との連携ができるように調整することが重要です。「子どもが主役の子ども会」の重要性をPRするのも立派な活動です。
- A. 他地区の行事も参考にしてください。「茅子連だより」をご覧ください。

Q2. 「子どもが主役」と言ってもどうすればいいかわかりません

- A. 最初から「何かやりたいことある？」と聞いてもなかなか出てこないかもしれません。『「クリスマス会」をやるけど、そこで何をしたい？』など子ども達がイメージしやすい問いかけをしてみてください。
- A. まずは準備、司会、片付け等できるところから行事の運営にかかわってもらいましょう。役割を与えると子どもは頑張るものです。全て大人がお膳立てしないよう心掛けます。

Q3. 子どもが少なくても行事も盛り上がらないんだけど・・・

- A. 隣の地区と合同で行事を行うのも一つの手です。
- A. ちーぼの着ぐるみを貸し出して行事を盛り上げることもできます。
→貸し出しを希望の単位子ども会育成会はこども課までご連絡ください。

Q4. 行事中のけがや事故が心配・・・

- A. 子どもたちが集まると、はしゃいだり走り回ったりして、怪我をしてしまうことがあります。行事の前には必ずKYT(危険予知トレーニング)を行い、子どもたちに身の周りに隠れている危険について考えてもらう機会をつくりましょう。
→KYTの実施方法等については「子ども会育成会での安全教育」をご覧ください。
- A. 子ども会には全国子ども会安全共済会という共済制度があります。1人150円で加入できます。
→全国子ども会安全共済会については、「令和8年度全国子ども会安全共済会加入手続きについて」をご覧ください。

なぜ子ども会育成会の活動が必要か

1 はじめに

子どもは、自らの体験を通じて総合的に豊かに発達しますが、様々な社会環境の変化の中で人や自然等に直接触れあう体験活動の機会が減少してきています。体験活動の充実のためには、地域全体で子育てをしていくことがより重要となり、子ども会育成会が大きな役割を担っているといえます。

子どもたちが地域行事を体験することは、子ども自身が地域を知ることにと留まらず、伝統行事の伝承と継続、地域の大人や年齢を超えた人間関係を育む場、地域への愛着をもつきっかけ等、様々な意味をもちます。

茅子連では、子どもたちのために様々な体験機会の充実を図っていきたいと考えています。

2 子どもたちを取り巻く状況

①国が考える教育の状況

近年、グローバル化や、スマートフォンの普及、ビッグデータや人工知能(AI)の活用などによる技術革新が進んでいます。10年前では考えられなかったような激しい変化が起きており、今後も、社会の変化はさらに進むでしょう。

海外の専門家の中には、「今後10～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い」、「2011年度にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に彼らが小学生の頃には存在していなかった職業に就くだろう」などと述べる人もいます。進化した人工知能(AI)が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代が到来し、社会や生活を大きく変えていくとの予測がされています。

このように社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中で、子どもたちには、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されています。

また、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。

(出典:政府広報オンライン)

②県が考える子ども・子育てを取り巻く状況

未婚化、晩婚化の進行などにより少子化の進行に歯止めがかかっておらず、コロナ禍による出会いの機会の減少、結婚、妊娠・出産に対する後ろ向きな意識の増加により更に拍車がかかるおそれがあります。

コロナ禍は、特に生活困窮世帯の暮らしに大きな影響を与えています。経済的な理由で進学を断念していると回答した困窮家庭の割合は5年前から大幅に増えており貧困の連鎖が更に進むおそれがあります。

コロナ禍は、若者・子育て世代の家事・育児負担や、雇用・収入にも影響を及ぼしているとともに、コミュニケーションの不安やストレスが子どもたちの心身にも影響を及ぼしていることが考えられます。

スマートフォン等の普及が進み、利用の低年齢化も進行しています。インターネット上でのいじめやネット依存、ゲーム依存が進むおそれがあります。

(出典:長野県 長野県子ども・若者支援総合計画 令和5年策定)

③調査からみる自己肯定感について ～年齢が上がるにつれ自己肯定感は低下～

平成 29 年に行われた調査と比較すると、令和4年では全ての年齢層で自己肯定感が改善していますが、学年が上がるにしたがって、自己肯定感が低下する傾向に変化はありません。

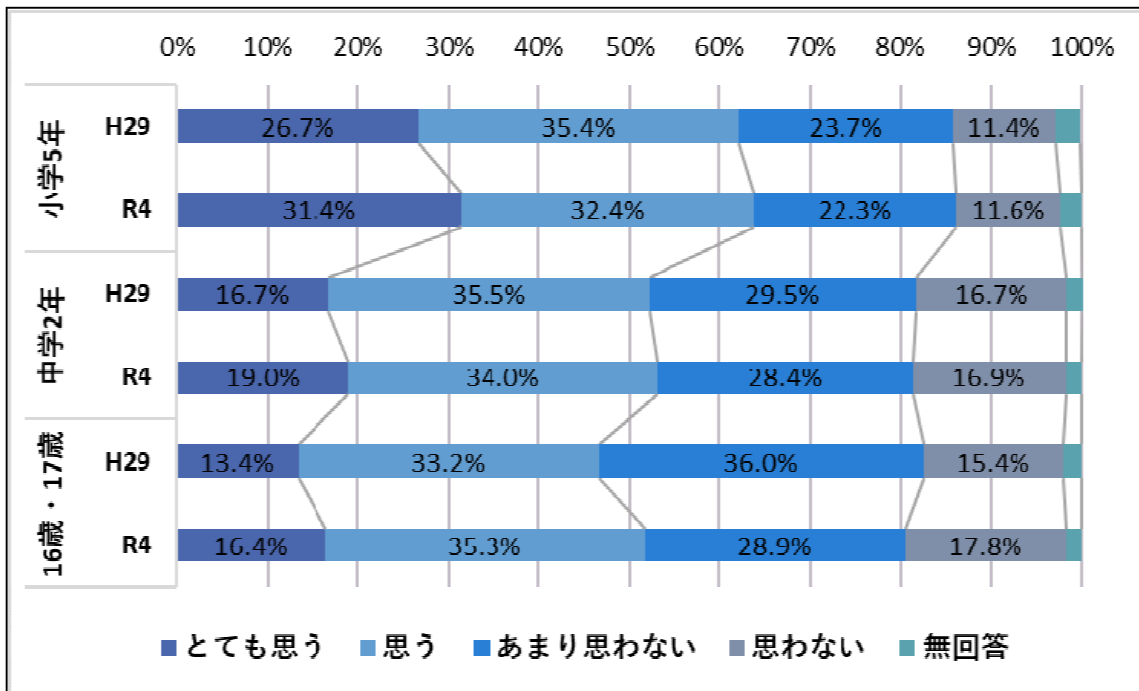


図1 自分のことが好きだ(経年変化)(長野県)

(H29 子どもと子育て家庭の生活実態調査(長野県)、R4 子どもと子育て家庭の生活実態調査(長野県)から作成)

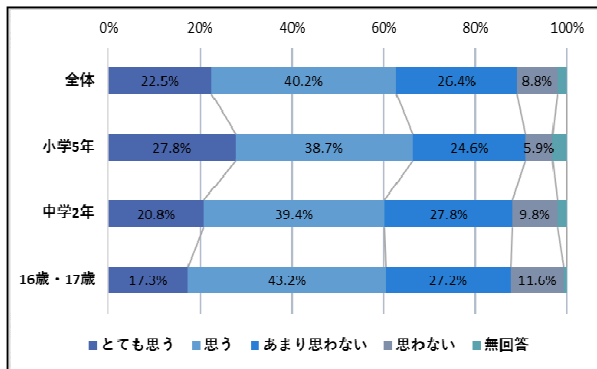


図2 頑張れば報われると思う(長野県)

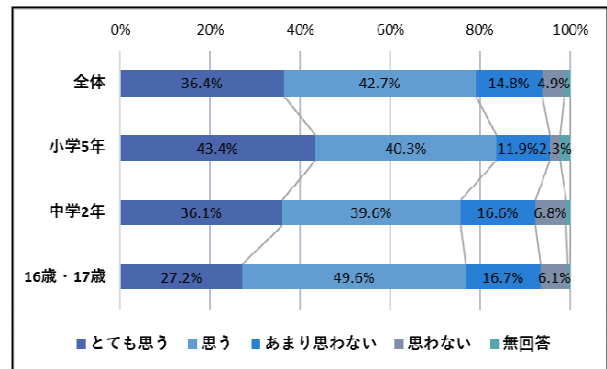


図3 自分は価値のある人間だと思う(長野県)

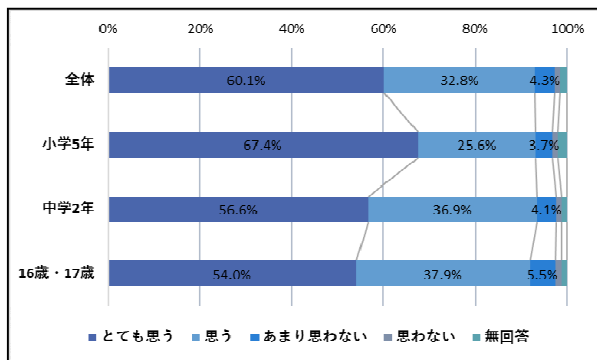


図4 自分は家族に大事にされていると思う(長野県)

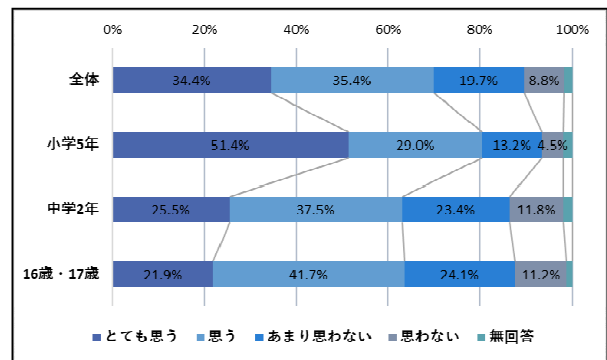


図5 自分の将来が楽しみだ(長野県)

(R4 子どもと子育て家庭の生活実態調査(長野県)から作成)

3 体験・経験の素晴らしさ

子どもは、地域社会等で様々な体験や経験を積み豊かに成長をします。国立青少年教育振興機構が令和4年度に小学4年生～小学6年生、中学2年生、高校2年生を対象に実施した意識調査の自然体験・生活体験と自律性・積極性・協調性・自己肯定感・探求力との関係結果を下記に掲載します。

「海や川で泳いだことがある」「野鳥を見たり、鳴く声を聞いたこと」「トンボやバッタなどの昆虫をつかまえたこと」などの自然体験が豊富なほど、自律性、積極性、協調性、自己肯定感が高い傾向がみられます。また、「ナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったこと」「道路や公園などに捨てられているゴミを拾ったりしたこと」「体の不自由な人、お年寄り、困っている人などの手助けをしたこと」など生活体験が豊富なほど、自律性、積極性、協調性、自己肯定感が高い傾向がみられます。

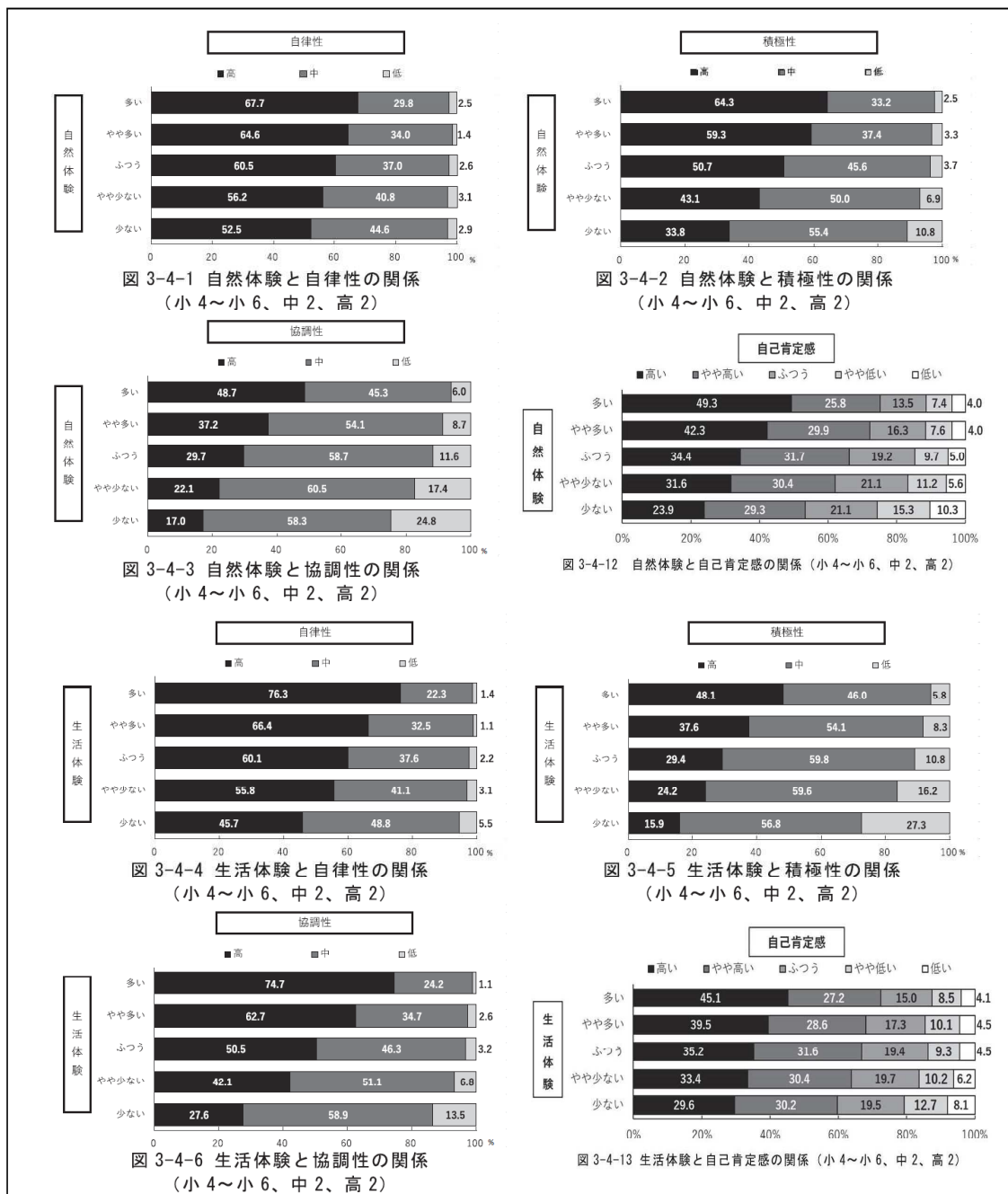


図6 自然体験・生活体験と自律性・積極性・協調性・自己肯定感との関係

(出典:国立青少年教育振興機構 令和6年3月青少年の体験活動等に関する意識調査)



子どもたちの豊かな成長のために、子ども会育成会でも様々な体験機会を設けられたらいいですね!

4 ネット・スマホの長時間利用による影響

近年、ゲームに過度にのめりこむことにより、日常生活や社会生活に著しい悪影響を及ぼすゲーム依存症が問題となっています。このような中、令和元年5月には、WHO(世界保健機関)がゲーム障害を精神疾患の一つとして位置づけました。

ネット・スマホは、あって・使って当たり前の時代ですが、ネットやスマホだけに時間を使うのではなく、外遊びや様々な体験をすることも重要です。

令和5年度に茅野市の児童・生徒を対象に行った、スマホ・PCとのよりよい関わり、ゲーム機の使用等のアンケート(図6)では、学年が上がるにつれて使用の長時間化の傾向があることがわかりました。特に中学生では、半数以上の生徒が3時間以上使用していると回答し、なかでも6時間以上使用していると回答した生徒は約2割にのぼりました。また、依存傾向を聞く項目(図7)でも、学年が上がるにつれて「やめられない」「やめにくい」という回答が半数近くを占めました。

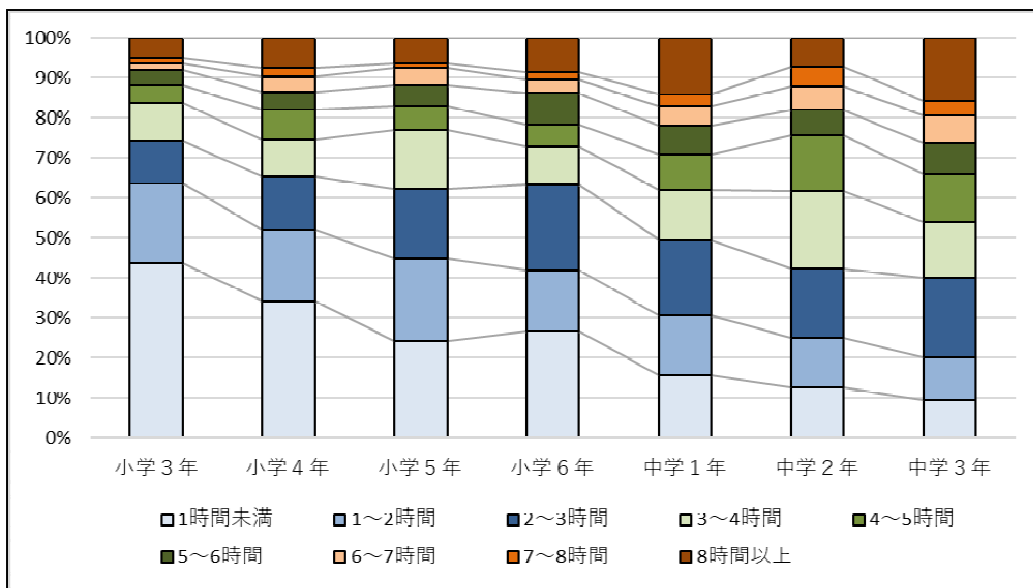


図7 休日のPC、スマホ、タブレット、ゲーム機の使用時間(学習を除く)(茅野市)
(長野県 令和5年度スマホ・PCとのよりよい関わり、ゲーム機の使用等のアンケート結果から作成)

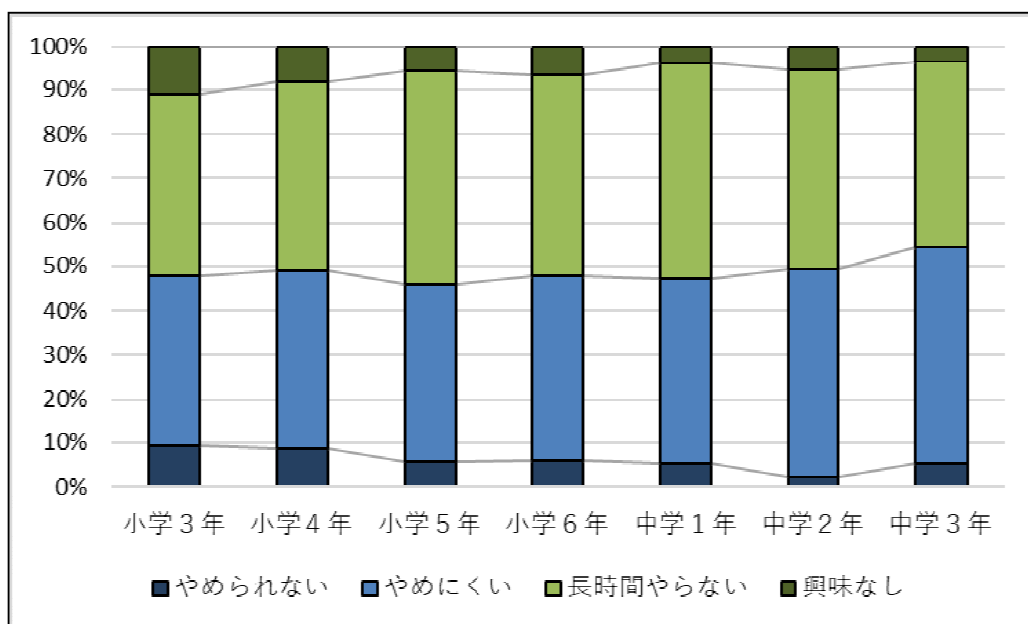


図8 夢中になってやめられない状況があるか(茅野市)
(長野県 令和5年度スマホ・PCとのよりよい関わり、ゲーム機の使用等のアンケート結果から作成)

5 おわりに

～たくましく・やさしい・夢のある子どもに育つことを願って～

- 少しの困難にあってもへこたれない、たくましく生きる力を持った子ども
- 命を大切にして、相手のことを思いやれるやさしい心を持った子ども
- 一人ひとりが自分の夢を持って、それに向かって努力する子ども

子どもたち自身が、学びや体験・経験の積み重ねから自分のあり方や評価ができる感情を高め、今と未来のために生きる力を育む「たくましさ」。

様々な人との交流から豊かな人間性や思いやりをもち、他の人との違いを認め、命を大切にできる「やさしい心」。

自分を理解し、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた、広がりある心を持つ「夢のある子ども」に育ってほしいと願っています。



子ども会育成会でも、子どもたちの健やかな成長を願って活動をしていきましょう！

茅子連事務局案内

- ☆安全共済会の申込書の書き方を教えて欲しい…
- ☆「ちーぼ」を貸して欲しい…
- ☆子ども会行事に CLC を呼びたい…

こんな時は、お気軽に
下記の事務局まで
お問い合わせください



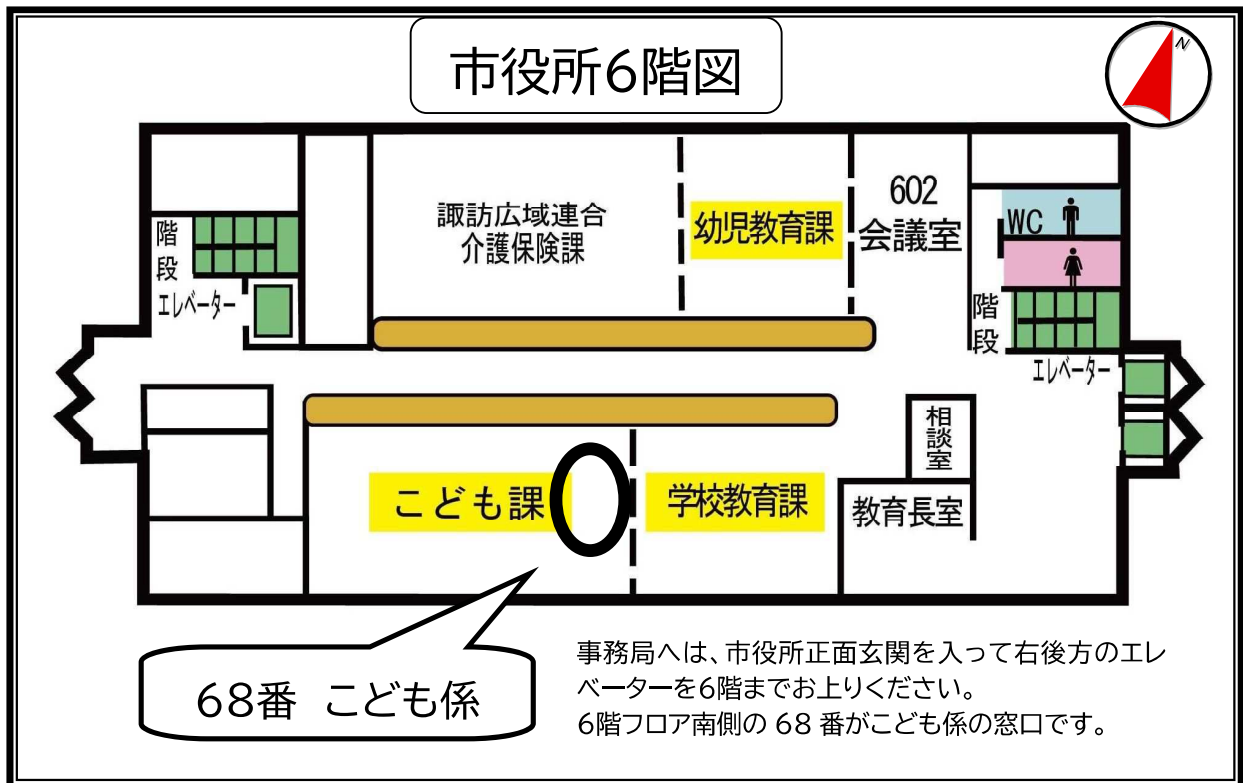
- 茅野市役所6階 茅野市教育委員会事務局
- こども部 こども課 こども係(下記6階図参照)
- 電話 0266-72-2101(内線612)
- FAX 0266-73-9843
- メールアドレス kodomoka@city.chino.lg.jp
- 市ホームページ <https://www.city.chino.lg.jp>



※子ども会安全共済会の申請書類については、上記の市ホームページからダウンロードできます。

茅野市ホームページで【茅野市子ども会育成連絡協議会】と検索ください。

※上記 QR コードを読み込むと、茅野市子ども会育成連絡協議会のページに直接ジャンプします。



子ども会育成会での安全教育

1 安全管理の考え方

子ども会育成会の活動を安全に行うためには、十分に検討し活動計画をたて、ケガや事故を未然に防ぐ努力が必要です。大切なことは「危ないからしてはだめ」ではなく「危険予知をしながら小さな冒険を体験し危険から身を守る」といった経験を一つひとつ積み重ね子どもたちの安全能力を高めていくことです。「自分の体は自分で守る」という基本的な意識を育てていきましょう。

子ども会育成会活動は、非日常的な自然環境の中で行われるものもあります。日頃の生活で予想される危険とは異なることもありますので、事前に予想される潜在的な危険を予知し、無理のない計画づくりをしましょう。

子どもたちの行動において、生命に関わると判断されることについては、断固として禁止の措置をとり、危険性を理解させることが必要です。

(1) 自然や環境での危険

- ① 気象によるもの：大雨、吹雪、強風、落雷、急激な天候の変化など
- ② 地形によるもの：転落、急斜面、岩場、落石など
- ③ 水場によるもの：水温、水深、水流、潮の流れなど
- ④ 地震によるもの：落下物、家屋の倒壊、火災など
- ⑤ 動植物によるもの：ハチ、アブ、毛虫、ヘビ、熊など

(2) 健康状態や活動技術での危険

- ① 健康状態：発熱、生理痛、便秘、下痢、歯の痛み、車酔いなど
- ② 怪我の原因：すべる、転ぶ、ぶつかる、おぼれる、落ちる、くじく、切る、はさむ、火、道具など
- ③ 怪我の状態：骨折、捻挫、打撲、擦り傷、切り傷、刺し傷、火傷など

(3) 人為的・心理的な危険

- ① 人間関係のこじれなどによる精神的、身体的な危険
- ② おふざけ、おしゃべり、うかれた気分など心理的な危険
- ③ 刃物や火、あるいは道具の扱い方の失敗による怪我、交通事故
- ④ 主催者、指導者の過失による危険、無理な計画、未熟な指導者による危険

2 活動中の事故・緊急時の対応

計画や準備に万全の注意を払っても、活動中に事故が起きることがあります。事故が起こった場合などの緊急時の判断や処置および救急法の実際を理解し、危険を避けるだけでなく、事故が起こったときに対処できる力を付けておきましょう。

救急体制

- ① 負傷者に対する救急処置
- ② 事故報告（被害者の関係者・代表責任者）
- ③ 医師・消防署・警察への通報
- ④ 病院に対する措置・事前に活動に近い病院の確認
- ⑤ 現場保全の記録
- ⑥ 利用施設への報告と説明（結果報告も含む）

危険予知トレーニング（KYT）の進め方

1 安全は危険の発見から

事故防止の第1歩は「危険」を知り、あらかじめ安全に対する心構えを持つことです。特に潜在的な危険を発見し、あらかじめ対策を立てておくことが危険を回避し、安全の確保に繋がります。

子どもは大人と異なり経験や知識が未熟であるため、大人の想定外の行動をとることもしばしばあります。そこで、さまざまなところに潜む危険を予知し、回避する力を付けていく必要があります。

2 KYTとは

KYTとは、「危険」「予知」「トレーニング」のそれぞれの頭文字(K・Y・T)をとった「危険予知トレーニング」の略称です。産業界で労働災害を防止するために行われていた方法です。

子ども会育成会では、活動の中に隠れている「危険」が事故につながらないようにKYTを推奨しています。体験活動等の行事を実施する前にKYTを実施し、子どもたちに危険を予知・回避する力を育み、事故の防止に努めましょう。

3 KYTの進め方

(1)準備

- ① 道具
 - ・グループごと：KYTシート、筆記用具
- ② グループ編成
 - ・1グループが6～10人がのぞましい。
- ③ 役割分担
 - ・リーダー、記録係を1名ずつ。
- ④ 話し合い活動上の約束
 - ・他の人の意見等を批判しない。
 - ・グループ全員が発言する(他の人の意見を参考にしてもよい)。

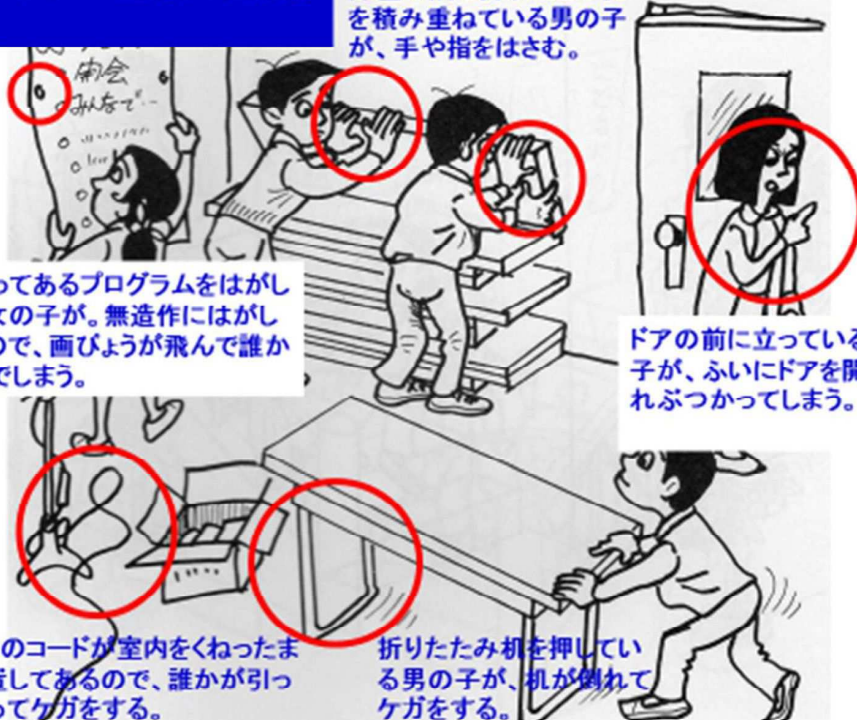
子ども会育成会でもKYTをやってみよう！
KYTの進め方は次ページから参考にしてください。



(2) 4ステップの進め方

- ① 第1ステップ どんな危険がかくれているのか・(危険の発見)
- ② 第2ステップ これが危険のポイントだ……(特に重要なものは)
- ③ 第3ステップ 私ならこうする……(具体的な対策をたてる)
- ④ 第4ステップ 私たちはこうする……(みんなで実行する行動目標を決める)

第1ステップ「危険の発見」 部屋の隅で折りたたみ机を積み重ねている男の子が、手や指をはさむ。




壁に張ってあるプログラムをはがしている女の子が。無造作にはがしているので、画びょうが飛んで誰かが踏んでしまう。

ドアの前に立っている女の子が、ふいにドアを開けられぶつかってしまう。

マイクのコードが室内をくねったまま放置してあるので、誰かが引っかかってケガをする。

折りたたみ机を押している男の子が、机が倒れてケガをする。

第2ステップ「これが危険のポイントだ」 部屋の隅で折りたたみ机を積み重ねている男の子が、手や指をはさむ。




第3ステップ「あなたならどうする？」

- ・ゆっくり机をおろす
- ・軍手をはめて作業する
- ・机をおろすときは声を掛け合って行う

第4ステップ「私たちはこうする」

机をおろすときは声を掛けよう ヨシ！



第1ステップ「どんな危険がかかっているか」状況をつかむ(危険の発見)(5分)

ア 子どもたちはKYTシートで示された状況の中において危険の要因を見付け、発表する。

イ 記録係はKYTシートに発表内容(要点)を箇条書きにする。

《留意点》

- ・ 全員が発表する。時間内にできるだけ多くの発表を促す。
- ・ KYTシートに示された状況の物や自然環境の問題だけでなく、人の行動にも危険な要因の発見を促す。
- ・ 「軍手をしていない」とか、「よそ見をしている」というような危険要因のみを発表させるのではなく、「よそ見をしていて、誤って手や指をはさむと危ない」というように「○○(要因)だから、××(事故)になる」という発表を促す。

第2ステップ「これが危険のポイントだ」重点をしぼる(特に重要なものは)(5分)

ア 書き出された項目を順に読み上げて確認する。

イ 特に、重大な事故の可能性があるもの、子どもの関心が高いものに◎印を付ける。

(2~3項目に絞り込む)

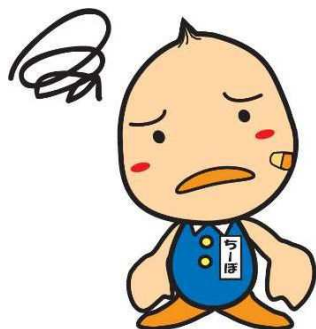
ウ ◎印が付いた項目をメンバーで唱和する。(意識の高揚化)

《焦点化のポイント》

- ・ 人間の行動、服装
- ・ 用具の問題
- ・ 活動場所の状況
- ・ 子どもたちの体力、心理 など

《留意点》

KYTシートに描かれた状況を見た子どもたちの意見として、例えば「安全のために表示板がない、机があるからいけない」「指導者(大人)の姿がないことがいけない」というような内容が予想される。このような意見はよく考慮された意見なのだが、KYTでは活動中の状況で、自ら(自分たちで)危険を回避する力をつけることが目標であるため、そのような意見は尊重しながらも、◎印の対象から除いた方が後のステップにつながりやすい。



どんな危険がかかっているかな??
特に危険なところはどこかな??

第3ステップ「私ならこうして防ぐ」対策を考える(具体的な対策をたてる) (5分)

- ア ◎印を付けた重要な危険要因として「予防するため」には、一人一人がどうしたらよいかを考える。
- イ 「私ならこうしよう」「こうすることが必要だ」など実行ができる対策を考え、発表をする。
- ウ 1つの◎印(重要な危険要因)に2～3の対策を考えてもらい「グループとしてこうすべきだ」という共通の行動内容(対策)を考える。

第4ステップ

「私たちはこうする」実行目標を確認する(みんなで実行する行動目標を決める)

(5分)

- ア グループとして「必ずしなければならないこと」を重点目標とする。
- イ 重点目標をスローガン化して行動目標とする。「△△を□□して、××しよう」というような形式にさせる。
- ウ グループの行動目標を全員で唱和する。

《留意点》

- ・ 子どもたちが唱和しやすいスローガン設定は大切であるが、ユニークな表現や個性的な言葉が入るとその箇所が強くなり印象に残り具体的な行動の印象が薄れる傾向がある。具体的に実践する行動内容が強調されるスローガン作りの工夫を助言する。

例:机をおろす時は声を掛けよう ヨシ!

※ 各ステップの(時間)設定は、集団の状況や日程によって工夫(変更)してもかまいません。

※ KYTシートは次ページからのものを使用してください。この他にもさまざまなKYTシートがありますので、必要な子ども会育成会は事務局までお問い合わせください。

みんなで安全な子ども会育成会活動
にしましょう!!



KYTシート



第1ステップ「危険の発見」

第2ステップ「これがポイント」

第3ステップ「あなたならどうする？」

第4ステップ「私たちはこうする」

KYTシート



第1ステップ「危険の発見」

第2ステップ「これがポイント」

--	--

第3ステップ「あなたならどうする？」

第4ステップ「私たちはこうする」

--	--

令和8年度 全国子ども会安全共済会加入手続きについて

1 概要

子ども会育成会の活動を安心して行うため、安全共済会のご案内をします。

加入時費用には、共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

子ども会育成会が主催または共催する活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまった場合や、物を壊してしまった場合にも補償を受けることができます。

この共済の加入は、任意です。
公民館総合補償制度などの地区で加入している保険を確認して、加入が必要かご検討ください。



「ご注意ください」

この安全共済会は、「共済規程」に基づき手続きを行っております。

申込期限を過ぎてしまった、年間行事を記入していなかった、提出した書類の内容に誤りがあったなど、不備があった場合、共済金の支払いがされない場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、全国子ども会連同会ホームページの共済規程をご確認ください。

33～34ページに共済約款ほか抜粋等を記載しています。

2 どんな補償が受けられるの？

●全国子ども会安全共済会 共済金額

子ども会活動中に会員本人が負ったけがや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。

死亡共済金	600万円
後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
医療共済金	健康保険等を適応した医療費総額の30%(支払い限度額50万円) (医療共済金の額が1,000円以下の場合には支払われません)

●子ども会賠償責任保険 支払限度額・免責金額

子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与えたりといった法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険料が支払われます。

賠償責任	施設所有者賠償	対人	1事故5億円 1名1億円(免責なし)
		対物	1事故200万円(免責なし)
	受託者賠償	対物	1事故・保険期間中につき1,000万円 (免責金額3,000円)

3 補償の対象は？

子ども会育成会会員が、子ども会の活動計画に基づき、1名以上の育成者または指導者の管理下における、子ども会の活動中に生じた事故及び子ども会活動の準備のための活動中に生じた事故が原因となりケガなどをした場合に共済金等が支払われます。

※詳細は、33～34 ページを確認してください。

～過去の申請例～

- ・子ども会主催の花火大会で、ほかの子どもの足がろうそくに当たり、ろうが顔面に飛びやけどを負った(対人事故)
- ・公民館で行事の準備を行っていた際、転倒しそうになり、窓に手をついたところ、窓ガラスにひびが入った(対物事故)

※どんど焼き準備で大人の役員がケガをしたが、共済会未入会だったため補償対象にならない事例が過去にありました。このような場合もございますので、役員の方の年度当初の入会、または行事前の追加入会をおすすめします。

4 全国子ども会安全共済会に加入するには

(1)入会資格

単位子ども会または地区子ども会の会員であれば、どなたでも加入できます。

注1 入会者が子どものみ、または育成者・指導者のみの場合は補償対象外。
子どもと満18歳以上の育成者・指導者が一緒に入会することが必要。

注2 令和8年4月1日時点で、年齢が満3歳以下の子ども(保育園年少も含む)が加入する場合は、保護者、祖父母または親族(18歳以上)の方の加入が必要。
→上記で加入した保護者、祖父母または親族(18歳以上)の同伴がなく活動中に事故等が発生した場合、共済金は支払われません。

(2)共済加入時費用(掛金)

1人年間 150円(子ども・育成者・指導者すべて同額)

①内訳

- ・全国子ども会安全共済掛金・・・50円
- ・全国子ども会連合会運営費・・・20円(子ども会賠償責任保険料含む)
- ・長野県子ども会育成連合会運営費・・・80円
(各種事業、安全教育、共済金請求事務、事前審査、名簿管理等の費用として)

②その他

- ・途中退会の場合でも返還できません。
- ・茅野市内の単位子ども会に転入し、転出先の子ども会で共済に加入していた場合、変更届の提出をいただければ、掛金は必要ありません。
詳細は事務局までご連絡ください。

(3) 共済加入申込み

以下①、②いずれかを選んでいただき、申請してください。

①インターネットでの申請【23～24ページを参照】

- ・加入者情報、年間行事をインターネットで申請。
- ・安全共済会掛金等報告書をメールで茅子連事務局(こども課)へ提出。
- ・掛金を茅子連口座へ振込、または茅子連事務局(こども課)窓口で支払い。

②茅子連事務局(こども課)窓口での申請(紙)【25ページを参照】

- ・加入申込書、加入者名簿2、年間行事計画書を紙で提出。
- ・掛金を茅子連事務局(こども課)窓口で支払い。

(4) 申込期限

①第1次締切

5月8日(金)まで(5月8日までに申込みいただければ、4月1日までさかのぼって加入することができます。)

②随時申し込み 行事実施前の平日日数で8日前まで

- (例)10月10日(土) に行事がある場合・・・ 9月30日(水)まで
- 10月11日(日) に行事がある場合・・・ 9月30日(水)まで
- 10月12日(月・祝)に行事がある場合・・・ 9月30日(水)まで

(5) 申込時の注意

・子ども会育成会が主催・共催した行事等が共済会の対象になります。

PTA や公民館が単独で開催した行事等は対象となりません。
事故等が発生した場合、行事の周知チラシ等で主催者・共催者を確認します。

・子ども会の活動計画に基づき、子ども会の活動中に生じた事故及び子ども会活動の準備のための活動中に生じた事故が対象となります。

行事計画に記載されていない行事、準備は対象となりません。

事故等が発生した場合、行事の周知チラシ等で子ども会の活動中に生じた事故か、子ども会活動の準備かを確認します。

・申込期限が過ぎてからの申込みは受付ができない場合があります。

【例】共済会の流れ(10月10日に行事がある場合)

	単位子ども会育成会	茅子連事務局	県子連	全子連
手続き	9月30日(水)提出 ・加入申込書 ・加入者名簿2 ・年間行事計画書	9月30日(水) 提出物チェック 10月1日(木) 県子連へ提出 の物郵送	10月5日(月)～6日(火) 提出物受取 10月7日(水)～8日(木) 提出物チェック *提出物翌々年度まで保管	
掛金	9月30日(水)支払	10月2日(金) 県子連へ掛金 振込	10月7日(水)～8日(木) 掛金確認 10月8日(木) 全子連へ振込	10月9日(金) 掛金確認 *共済会の加入 完了

(6) 提出場所

事務局(市役所6階南側の68番窓口、こども部 こども課 こども係)
詳細は 11 ページをご覧ください。

5 ネットでの加入手続きのおすすめ

ネットでの申請手続きを利用いただくと、加入手続きや情報の更新手続きが楽になります。

メリット1 加入者情報をネットで登録できる(紙での提出不要)

- ・システム上で直接登録が可能 指定のエクセルファイルで一括登録も可能
- ・随時加入者追加が可能(掛金はその都度支払いが必要です)

メリット2 年間行事及び日常定例活動をネットで登録・修正できる(紙での提出不要)

- ・行事開催前であれば随時追加登録が可能
- ・行事の変更や修正などの作業がネットで即時可能

メリット3 市役所へ行かなくても手続きが完了できる

- ・必要な情報をシステムに登録した後、共済掛金等報告書を市へメールし、指定の口座へ掛金を振り込めば、市役所へ行かずに手続きを完了できる
- ※登録作業はネットで行い、報告書の提出や掛金の支払いは窓口で行う、といったことも可能です

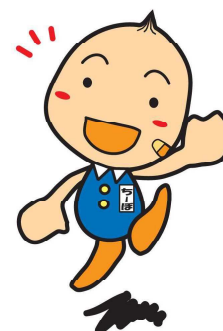
メリット4 次年度の加入手続きが楽になる

- ・次年度に加入手続きをする際に、前年度登録情報を引き継ぎます。
(新しく加入する人の追加、加入の必要がなくなった方の削除のみで OK)
- ※加入者名簿を毎年手書きで作成する手間が無くなります
- ※ネット活用初年度は、全員分の登録作業が必要となります

全国子ども会安全共済会のネット加入申請化に伴い、今後数年の間に紙での加入申請ができなくなる可能性があります。なるべくネット加入での申請をお願いします。

なお、茅野市子ども会育成連絡協議会事務局では、名簿データの作成を除き、ネット加入手続きのサポートをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

ネット加入を
お願いします！



6 申し込み方法(インターネットでの申請)

「加入者名簿・年間行事計画書をインターネットで申請し、安全共済会掛金等報告書をメールで提出する場合」

(1) インターネット上(システム)での登録作業

① ネット入力

- ・加入者情報
- ・年間行事計画
- ・日常定例活動(活動があれば)

年間行事計画は、日時が未定の場合は○月上旬・中旬・下旬といった入力が可能です。

② ID・パスワード

- ・ID・パスワードは昨年度の代表者から引き継ぎを受けてください。
- ・ID がわからない場合
茅子連事務局(こども課)までお問い合わせください。
→ID は今年度以降の申請にも使用するため、変更しないようにお願いします。
- ・パスワードがわからない場合
茅子連事務局(こども課)までお問い合わせください。
ただし、
茅子連事務局(こども課)では、初期設定パスワードのみ把握をしています。
代表者の方がパスワードを独自に変更している場合は、事務局ではパスワードの把握をしておりませんのでご了承ください。

(2) メール提出書類の提出

① 書類

- ・共済掛金等報告書(ネット加入用)(共通様式 06)

② 記入方法・注意事項

- ・記入方法は 32ページをご確認ください

③ 提出先アドレス

- ・kodomoka@city.chino.lg.jp

(3) 共済加入時費用(掛金)の支払い

○振込で支払う場合

- ・加入者情報・年間行事をインターネットで申請し、安全共済会掛金等報告書をメールで提出する際に、振込を希望すること、振込名義を事務局(こども課)に連絡してください。
- ・メール受領後、申請内容を確認し、振込先・振込金額をお伝えします(メールいただいた翌日になる場合があります。余裕をもって申請・連絡をお願いします。)

※振込先は八十二銀行口座です。振込手数料は、申請者で負担をお願いします。

※申込期限(21ページ参照)までに振込いただけない場合は、行事までに加入できない場合があります。

※十分に掛金をご確認いただき振込をお願いします。

○事務局(こども課)窓口で支払う場合

・加入者情報・年間行事をインターネットで申請し、安全共済会掛金等報告書をメールで提出し、事務局(こども課)窓口へお越してください。

※メール受領後、事務局にて申請内容を確認し、振込金額を確定させる作業を行うため、余裕をもって申請・連絡をお願いします。)

1名当たり150円(年間共通)

※掛金は、お釣りのないようお願いします。

(4)登録の方法(システムの使い方)

○令和7年度から引き続きネット加入をしたい単位子ども会育成会は27ページをご確認ください。

○令和8年度から新規にネット加入をしたい単位子ども会育成会は28ページをご確認ください。

(5)加入者を追加するとき

①インターネット上(システム)での登録作業

・新たに追加する方の情報を登録してください。

②共済掛金等報告書(ネット加入用)(共通様式 06)をメールで提出 ※(2)参照

③共催加入時費用(掛金)を振込または事務局(こども課)窓口での支払い ※(3)参照

(6)加入者情報を修正するとき

○登録してから60日以内の方を修正する場合

・情報を修正する方のNo.ボタンをクリックすると、「加入者情報の修正」画面が表示されるので、情報を修正する

※システム上のNo.欄が青色になっている方が30日以内の修正可能な方

○登録してから60日が経過した方の修正をする場合

・情報を修正する方のNo.ボタンをクリックすると、「加入者情報 備考欄の編集」画面が表示されるので、修正内容を記入して保存する

・次年度の更新作業時には、備考欄に入力した内容をご自身で反映させてください。

※システムによって自動的に情報が修正されることはありません。

(7)行事を追加・修正するとき

行事実施日の前日まで登録や修正が可能です。インターネット上(システム)にて登録や修正を行ってください。

(8)その他

・申込書様式は、茅野市役所ホームページからダウンロードしてください。

<茅野市役所ホームページで【全国子ども安全共済会ネット加入】と検索>

・システムの詳しい使用方法(マニュアル)はホームページに掲載しています。

7 申し込み方法(紙での申請)

茅子連事務局(こども課)窓口での申請(紙での申請)

「加入申込書、加入者名簿、年間行事計画書を紙で提出し申請する場合」

(1)申請書類の提出

①提出書類

- ・加入申込書(共通様式 03)・・・PC入力の場合押印必要
- ・加入者名簿2(共通様式 04)・・・※加入者が20人を超える場合のみ使用
- ・年間行事計画書(共通様式 05)

②記入方法・注意事項

- ・記入方法は29ページ～31ページをご確認ください
- ※加入申込書、加入者名簿2については右下に令和6年4月改定と書かれているもの、年間行事計画書については令和8年1月改定と書かれているものが最新の様式です。
- ・作成した様式(加入申込書・加入者名簿2・年間行事計画書)をそれぞれ1部ずつプリントアウトしていただき提出してください。
- ・加入申込書には、押印をお願いします(自署の場合は省略可)。

(2)共済加入時費用(掛金)の支払い

- ・上記(1)～(3)の提出書類と合わせてこども課窓口で支払いをお願いします。
- 1名当たり150円(年間共通) ※掛金は、お釣りのないようお願いします。

(3)加入者を追加するとき

①提出書類

- ・加入申込書(共通様式 03)
- ・加入者名簿2(共通様式 04)・・・※追加加入者が20人を超える場合のみ使用

②記入方法・注意事項

- ・加入者名簿の「No.」の欄は続き番号をお書きください。
- ・加入者追加の場合も申込期限(21ページ参照)までに申込みをお願いします。

(4)行事を追加・修正するとき

①修正内容の報告

- ・こども課へ電話(0266-72-2101 内線612)またはメール(kodomoka@city.chino.lg.jp)で連絡

②期限

- ・事業追加・修正の場合も申込期限(21ページ参照)までに申込みをお願いします。

(5)その他

- ・申込書様式は、茅野市役所ホームページからダウンロードしてください。
- <茅野市役所ホームページで【全国子ども安全共済会】と検索>
- ・全国子ども会安全共済会のネット加入申請化に伴い、今後数年の間に紙での加入申請ができなくなる可能性があります。なるべくネット加入での申請をお願いします。

8 万が一、事故が発生してしまったときは（事故発生時の手続き）

万一事故が起きてしまった場合、至急下記の内容についてご報告をお願いします。

※まず事務局(こども課)へご連絡いただいても結構です、ご案内いたします※

(1) 第一報報告

全国子ども会安全共済会事故第一報報告書を記入し、提出いただきます。

- ① 報告内容
 - ア 事故発生日時・場所
 - イ 発生の状況
 - ウ 被害者の氏名、性別、年齢・被害の状況・対処の状況
 - エ 行事名
- ② 報告期限
事故発生日からその日を含めて7日以内にこども課まで連絡。
- ③ 提出書類(報告後、こども課から発送します)
 - ア 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書
 - イ 行事の内容(主催者、開催日時、開催場所、内容)がわかるチラシ等
- ④ 提出期限
事故発生日からその日を含めて14日以内にこども課まで返送。

(2) 請求書兼事故証明書

治療後に共済金の請求手続きを行ないますので、事務局までご連絡ください。

- ① 申込書類
 - ア 医療共済金請求書兼事故証明書
 - イ 個人情報の取り扱いについての同意書
 - ウ 医療費の領収書(写)または診療明細書
 - エ その他、全国子ども会連合会が必要とする書類
- ② 報告期限
傷害または疾病の治療後(最終の通院日)から40日以内
- ③ 共済金支払い
共済金の請求から給付まで、60日程度かかりますのでご承知をお願いします。

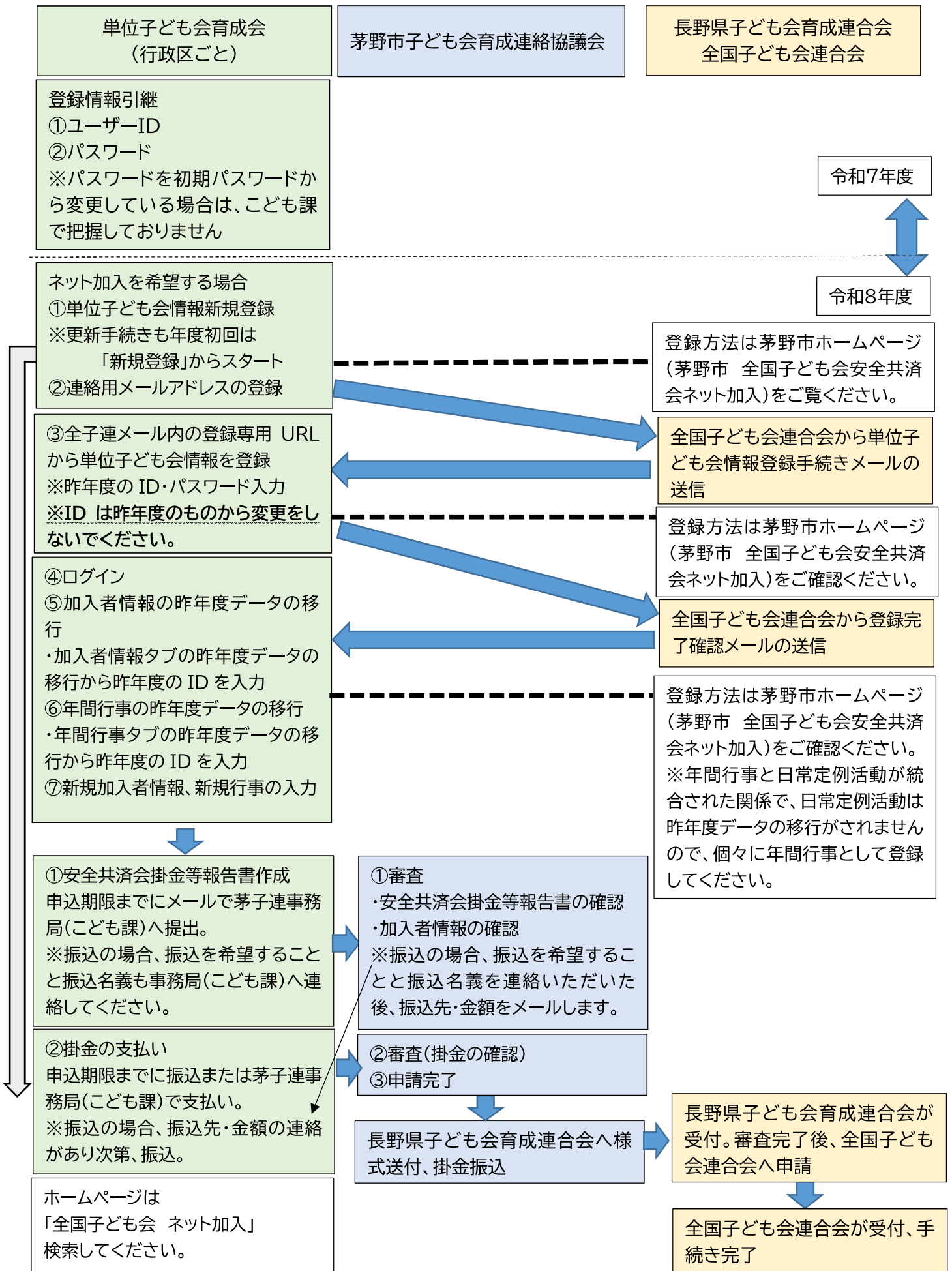
9 その他

33ページ「全国子ども会安全共済会のご案内」、34ページ「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」を必ずご確認くださいご加入ください。

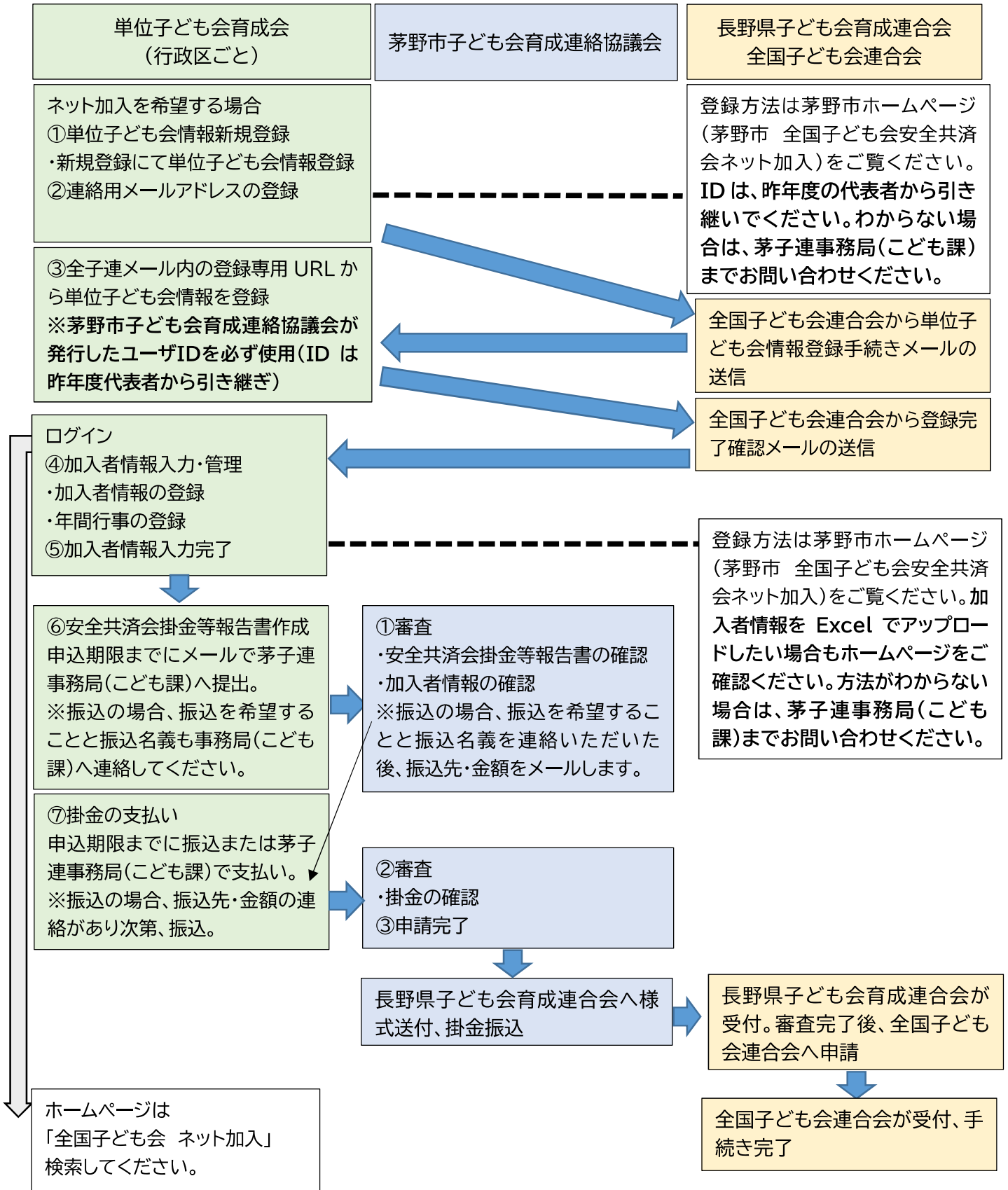


もしもの時に備えて、
安全共済会への加入を
検討してください！

【令和7年度加入済みの子ども会育成会用】 令和8年度ネット加入手続きの流れ



【令和8年度新規に手続きをする子ども会育成会用】 ネット加入手続きの流れ



記入例

ども会連合会 御中

①申請日を記入してください

<共済様式>03

市区町村等子連
受付日

<加入申込書>

(提出日) 令和 8 年 4 月 27 日

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」 令和 8 年度分として申し込みます。

④単位子ども会名等を記入
単位子ども会番号はP35を
参照してください

新規	<input type="radio"/>
追加	<input type="checkbox"/>

該当に「○」表示を記入願います。

市区町村等子連	茅野市子ども会育成連絡協議会	
学区・地区	③学区・地区は記入不要です	
単位子ども会番号	202140000	
(フリガナ) 単位子ども会	マルマルクドモカイクセイカイ 〇〇区子ども会育成会	
(フリガナ) 代表者	イクセイ タロウ 育成 太郎	
連絡先	住所	〒 391-8501 茅野市塚原2-6-1
	電話番号	0266-72-2101
子ども会会長名		⑥児童会長など、子どもの代表が決まっていれば記入してください

1.加入者数

種 別	幼児	小学生	中学生	高校生等	育成者等	合計
人 数	1 名	2 名	1 名	1 名	3 名	8 名
	(うちジュニアリーダー数)					
	高校生等→高校生・高校年齢相当		育成者等 → 育成者			

⑦加入者数を記入してください
名簿人数と必ず一致させてください

2.共済掛金等

送金額(⑧)	1,200 円	送金(納金)予定日	4月27日
--------	---------	-----------	-------

⑧掛金の合計額を記入してください
150円×人数

⑨掛金の納付予定日を記入してください
振込予定日、窓口支払い予定日

No.	氏 名	種別					学年	3歳以下	同伴保護者No.	No.	氏 名	種別					学年	3歳以下	同伴保護者No.
		幼	小	中	高	育						幼	小	中	高	育			
1	■■■■		○				2												
2	○○○○		○				5												
3	●●●●			○			2												
4	△△△△				○		1												
5	▲▲▲▲	○						○	6										
6	□□□□					○													
7	▼▼▼▼					○													
8	▽▽▽▽					○													

⑩通し番号で記入してください
(複数枚になる場合や追加加入の場合でも通し番号で記入する)

⑪加入者氏名を記入してください
※氏名は正確に記入してください
誤字等があると共済金が支払われない場合があります
※PCで入力する際に、正しく漢字変換ができないような場合は、ひらがなで記入

⑫種別欄、3歳以下欄は該当する項目に「○」を記入してください

⑬小学生・中学生・高校生は学年を記入してください

⑭令和8年4月1日時点で満3歳以下(年少を含む)が加入する場合は、必ず保護者1名以上の加入が必要になります
一緒に加入される保護者の方の「No.」を、同伴保護者No.へ記入してください。(2名以上の保護者に加入いただく場合は、代表の方1名分を記入)

⑮代表者の方は、必ず加入してください。

加入者が20名超となる場合は<共済様式>04 加入者名簿2に超過分を就学前3年以下の幼児(4月1日現在で満3歳以下)は同伴保護者の同時加入が必要です。

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

記入例

本様式および共済掛金等は所属の市区町村等子連へ提出・送金願います。

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

共済掛金等報告書(ネット加入用)

①申請日を記入してください

(提出日) 令和 8 年 4 月 27 日

③単位子ども会名等を記入
単位子ども会番号はP35を
参照してください

区町村等子連	茅野市子ども会育成連絡協議会
単位子ども会	〇〇区子ども会育成会
単位子ども会番号	202140000
担当者	育成 太郎
連絡先電話番号	0266-7-2101

新規	<input checked="" type="radio"/>
追加	<input type="radio"/>

該当に「〇」表示を記入願

②今回の申込が、「新規」なの
か「追加」なのか、該当する方
に〇をする

④PC入力、自署ともに押印不要です

共済掛金等を下記のとおり報告いたします。

加入者情報・年間行事計画・定例活動はネット加入登録のとおりです。

1.今回加入者数

8	名
---	---

⑤ネット加入した人数を記入してください

2.今回加入者の登録日

4月20日	～	4月27日
-------	---	-------

3.共済掛金等(今回)

⑥今回送金となる加入者をネット(システム)上で名簿登録作業をした期間を
記入してください。1日で作業が完了した場合は、同日を記入してください
(例:4月27日～4月27日)

送金額(⑦)	1,200	送金(納金)日	4月27日
--------	-------	---------	-------

⑦掛金の合計額を記入してください
150円×人数

⑧掛金の納付予定日を記入してください
振込予定日、窓口支払い予定日

【累

種別	幼児	小学生	中学生	高校生等	大人	合計
人数	1名	2名	1名	1名	3名	8名
	(うちジュニアリーダー数)		⑨ネット加入した人数を記入してください			

高校生等→高校生・高校年齢相当

育成者等 → 育成者・指導者・事務局職員

〈個人情報の取り扱いについて〉

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

全国子ども会安全共済会のご案内

—令和8年度—

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中の子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規程に従い共済金をお支払いするものです。

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- ① 子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
- ② 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- ③ 子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ④ 子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中

2. 共済期間

令和8年4月1日0時～令和9年3月31日24時までの一年間
期間の途中から加入の場合は、
加入手続きが完了した日の翌0時から令和9年3月31日24時まで。

3. 共済契約者

- ① 全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者
- ② 都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者
- ③ 全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者
- ④ 全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局長代表者

4. 被共済者

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。（0歳から加入可。加入年齢制限なし。）
4月1日現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要）

5. 共済金額

- ① 死亡共済金 600万円
- ② 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
- ③ 医療共済金
健康保険等を適用した医療費総額の30%。（支払限度額50万円）

6. 加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入も可）

共済契約者は、都道府県（指定都市）子連あてに以下の手続きを完了すること。

- ① 令和8年3月31日までにネットで共済契約申込を行う。
- ② 令和8年4月1日から5月31日までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。
- ③ 令和8年4月1日から5月31日までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。
- ④ ネット加入の場合は5/31までにネット入力完了のこと。

7. 事故の通知・請求

- ① 被共済者が、共済金請求の傷害又は疾病を被った場合は、共済金請求者は、その原因となった事故の発生の日からその日を始めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。
- ② 請求者が共済金請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

8. 共済金請求時期(共済金請求権発生時期)

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として次の事態が発生したとき共済金を支払う。

- ① 死亡共済金
事故の発生の日からその日を始めて180日以内に死亡した時
被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した時
- ② 後遺障害共済金
共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となった時
- ③ 医療共済金
平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を始めて180日を経過した時のいずれか早い時
ただし、以下の場合は支払対象外
・平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
・事故の発生の日からその日を始めて180日を経過した後の期間の医療費
・共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

9. 共済金をお支払いしない主な場合および傷害・疾病

- ① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
- ② 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。
ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
- ④ 被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等。
- ⑤ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
(ア) 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
(イ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
(ウ) 自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）
- ⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑧ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
- ⑫ 喘息・癲癇の持病
- ⑬ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等
- ⑭ 被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。
- ⑮ 医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病
- ⑯ 被共済者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくとも、共済金を支払いません。
- ⑰ オスグッド病・野球肘・疲労骨折
- ⑱ 感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。

公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14全国子ども会ビル
TEL 03-5319-1741 (代) FAX 03-5319-1744
<https://www.kodomo-kaigor.jp>
E-mail zenkoren@kodomo-kaigor.jp

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・特約の一部不適用に関する特約(施設所有(管理)者用)・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約・飲食物危険補償特約セット]

この保険は

- ① 「公益社団法人全国子ども会」が契約者となって保険料を負担し契約しているものであり、主な補償内容をご案内するものです。(会員の皆さま各々に、加入をおすすめしているものではありません)
- ② この保険は「子ども会活動中」の事故により、**主催者(注1)以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり**、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体(注2)や指導者等(安全共済会加入者に限る)(注3)や放課後子供教室、放課後児童クラブおよびそれらに準ずる団体(全国子ども会安全共済会加入団体に限る)が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

(注1) 主催者は、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者(満18才以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務※を行う者をいいます。
※主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

(注2) 主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

(注3) 指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者(満18才以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱された者をいいます。
■この保険は各子ども会行事の主催者側の損害賠償責任を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の個人の損害賠償責任を補償するものではありません。

■**保険期間(ご契約期間)** 令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで ■**保険金額(ご契約金額)** お支払い金額は以下のとおりです。

◆施設所有(管理)者賠償責任保険

(借用イベント施設損壊補償特約+借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約+飲食物危険補償特約セット)

身体障害	1名につき	1億円	免責金額 なし	財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円					
借用イベント 施設損壊補償特約		他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什(じゅう)器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。					
飲食物危険補償特約		特別約款により免責となる「飲食物の提供に起因する損害賠償責任」を補償します。ただし、保険期間中に提供し、保険期間中または保険期間終了後72時間以内に発生した身体障害に限ります。					

◆受託者賠償責任保険

補償対象例:運動会時に借りたテントを壊した。廃品回収時に借りたリヤカーを壊した。(借用した自動車は補償対象外です)

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万円	免責金額 3,000円	受託物(レンタル品を含む)を保管施設外において運送している間(積込みもしくは積卸し作業または積卸し作業後の荷役作業を含みます)の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。外部から賃借したモノ(建物と同時に賃借したわけではないモノ)について運送中も含めて補償対象になります。
------	----------------------	---------	----------------	---

■お支払いする保険金

・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・協力費用 ・損害防止費用

■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ② 子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償責任についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって主催者以外の行事参加中の者に負わせた財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等の同居の親族が被った財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ 子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に起因する損害賠償責任
ただし、満18才未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑧ 全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 自動車、航空機、昇降機(小荷物専用昇降機は除きます。)、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

(例)スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故(正当な競技規則に従って行為していた場合)や闘争行為(喧嘩)により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

■免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。(被保険者の自己負担となります。)

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有(管理)者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■取扱代理店

株式会社 保険代行社
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-8162

(2025年11月承認)B25-102391

単位子ども会番号（単位子ども会コード）

ちの	
番号(コード)	行政区名
202140001	上原
202140002	横内
202140003	茅野町
202140004	仲町
202140005	塚原
202140006	本町
202140007	城山

宮川	
番号(コード)	行政区名
202140008	高部
202140009	新井
202140010	安国寺
202140011	中河原
202140012	茅野
202140013	西茅野
202140014	坂室
202140015	両久保
202140016	田沢
202140017	丸山
202140018	ひばりヶ丘
202140019	長峰
202140020	向ヶ丘
202140021	東向ヶ丘
202140022	西山
202140023	みどりヶ丘

米沢	
番号(コード)	行政区名
202140026	埴原田
202140027	鑄物師屋
212140028	北大塩
222140029	塩沢
232140030	米沢台

その他	
番号(コード)	行政区名
202140100	茅野市リーダースクラブ

豊平	
番号(コード)	行政区名
202140031	南大塩
202140032	下菅沢
202140033	福沢
202140034	下古田
202140035	上古田
202140036	御作田
202140037	塩之目
202140038	上場沢・グリーンビルズ*
202140040	山寺団地

玉川	
番号(コード)	行政区名
202140042	山田
202140043	中沢
202140044	田道
202140045	粟沢
202140046	神之原
202140089	荒神
202140047	北久保
202140048	上北久保
202140049	子之神
202140050	菊沢
202140051	穴山
202140052	農場
202140053	小泉
202140054	緑
202140055	南小泉
202140056	小堂見

泉野	
番号(コード)	行政区名
202140057	大日影
202140058	上槻木
202140059	下槻木
202140060	小屋場
202140061	中道
202140093	若葉台

金沢	
番号(コード)	行政区名
202140062	大沢
202140063	青柳
202140095	御狩野
202140065	金沢上
202140066	金沢下
202140067	大池
202140068	木舟
202140096	金沢台自治会
202140070	新金沢
202140091	旭ヶ丘

湖東	
番号(コード)	行政区名
202140071	上菅沢
202140072	中村
202140073	山口
202140074	堀
202140075	新井
202140076	金山
202140077	須栗平
202140078	笹原
202140079	白井出

北山	
番号(コード)	行政区名
202140083	柏原
202140084	湯川
202140085	芹ヶ沢
202140086	糸萱
202140088	白樺湖
202140087	蓼科
202140092	蓼科中央高原
202140090	車山

中大塩	
番号(コード)	行政区名
202140094	中大塩地区
202140101	1区
202140102	2区
202140103	3区
202140104	4区